

朝夕はずいぶん寒くなり、秋も深まってきました。現在、愛媛県の「差別をなくする強調月間」の真っただ中です。この秋の夜長に、人権についてじっくり考えてみましょう。

人権教育講演会「人権コンサート」を開催しました！

10月21日（水）の午後、本校主催の人権教育講演会として「人権コンサート」を開催しました。講師は、愛媛県立大洲高等学校の繁樹義一先生です。「命の根っこにある人権～ことほぎの心～」と題した講演（コンサート）は、いわゆる「人権三法」から身近な人権問題までを、先生独特の軽妙で的を射た語り、ご自身が作詞・作曲した歌などを交えて楽しく愉快地に展開されました。参加者一同、人間のすばらしさとともに、その根っこにある人権の大切さを考え、再確認する、充実した時間になったものと思います。



生徒の感想から

- ◇（上略）人を大切に思うことの大切さを知ることができました。特に私がこの講演会で一番心に残った言葉は、先生が私たちに一番伝えたかったという「100人中、10人は自分のことを嫌い、80人は自分に無関心。だけど残りの10人は自分のことを好いてくれる、大切に思ってくれる人。だから100人全員に好かれようとしなくてもいい、自分のことを大切に思っている10人の人たちのために生きてほしい。」の言葉でした。（中略）私は、自分を大切に思ってくれている人たちのために、自分の自由・未来のために生きていこうと思いました。
- ◇（上略）後半の「ことほぎの心」についての話では、自分も寿命というのは命の期限だと思っていました。でも今回の話を聞いて少し考えが変わりました。命を一生懸命生きて、最後まで生き抜くのが寿命だと思えるようになりました。これからはもっと家族・友人を大切に、自分が夢中になれること、頑張れることを探しながら生きて行こうと思います。
- ◇（上略）先生が作詞した歌の中で特に心に響いた歌詞は、「今、君にできること」という歌の「今、君にできること 目をそらさないこと」というところです。もし自分の周りで差別やいじめを受けている人たちがいたら、見て見ぬふりをせず、手を差し伸べたいです。（下略）
- ◇（上略）特に印象に残った言葉は、登校拒否の子に向けた言葉でした。「しんどいことはいつか終わる。でも楽しいこともいつか終わる。」（中略）しんどいことを乗り越えた分、楽しいこと、幸せなことも待っていると信じて、辛いことも乗り越え行こうと思うことができました。（下略）
- ◇（上略）全体を通して僕は、「助け合おう」ということよりも「一緒に生きていこう」という思いが感じられた。先生が歌われた歌の歌詞にも、「手と手を取り合おう」とか「一緒に歩む」という詞はあまりなく、「そばにいる」とか「のんびりと生きよう」という、あくまでも助ける前提で、自分たちがどう生きていくのか、関わり合うのか、を考えさせられた。（下略）
- ◇（上略）講演を聞いて、自分が差別や人権問題について関心や興味を持っていかないと減らすことはできないんだな、と思いました。一人ひとりが差別や人権問題について学習をしていき、今後の社会で少しずつでも減らしていけば、みんなが幸せに暮らせる社会をつくっていけると思います。（下略）

地区別人権・同和教育研究協議会に参加して

10月20日（火）、西予市を会場に「令和2年度南予地区人権・同和教育研究協議会」（愛媛県教育委員会・愛媛県人権教育協議会他主催）が開催されました。今回は、本校PTA人権教育委員会の委員さんにも、野村高等学校を会場とする「高等学校教育分科会」に御参加いただきました。その報告文を寄せていただきましたので、以下に掲載して紹介します。

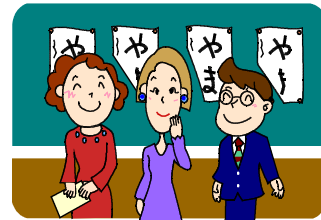
参加者（保護者）報告

去る10月20日、野村高校に於いて開催された「地区別人権・同和教育研究協議会」へ参加させていただきました。南予地区の先生方によって、「結婚差別の解消に向けてどのような授業をしているのか？」について、意見交換が活発に行われていました。

実践報告の中で、八幡浜市で行われた人権意識のアンケートで、「被差別部落の人と結婚することをどう思うか？」の回答選択肢に「気になるが、それが反対の理由にならない」というものがあり、「そもそも『気になる』『気にしている』ことが差別意識のかけらだと思う」という報告に、それが私の思いと一致すること、差別していないつもりが差別意識を持っていたことを、深く反省するきっかけになりました。

また、報告された先生が、「以前大洲農業高校に勤務していた折、部落差別にかかわる授業中に『被差別部落出身の人が、何か悪いことをしましたか？何も悪いことをしてませんよね。差別する人の方がずっと悪い。』と発言した大農生がいた！」と、学校名を出して報告されたことに、「大農生、やるね！」と誇らしく思いました。

（PTA人権教育委員会委員 新口裕子）



ただ今、愛媛県「差別をなくする強調月間」です！

12月10日は「世界人権デー」です。1948年12月10日の第3回国際連合総会における「世界人権宣言」の採択を記念して、1950年に設定された国際デーです。

愛媛県では、この「世界人権デー」に至る1か月間、すなわち「11月11日から12月10日までの1か月間」を、「差別をなくする強調月間」とし、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消と人権が尊重される社会づくりに向け、各種啓発事業を実施し、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図ることとしています。

これを機会に、各種啓発活動に参加するとともに、人権について深く考えてみませんか。

【「世界人権宣言」(1948.12.10.)抜粋】

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、(中略)すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。(下略)



※ カラー版はホームページで。 ※ ご家庭でも、人権問題を話題にしてみませんか。